

豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画改訂の新旧対照表

(傍線の箇所は、改正部分を示す。)

(現 行)	(改 訂 案)
目次	目次
1. 南部地域に関するこれまでの計画について 1	1. 南部地域に関するこれまでの計画について 1
2. 南部地域の概況について 2	2. 南部地域の概況について 2
2.1 南部地域の特性	2.1 南部地域の特性
2.2 人口推計	2.2 人口推計
2.3 年齢別社会動態	2.3 年齢別社会動態
3. 個別活用計画の策定に向けて 5	3. 個別活用計画の策定に向けて 5
3.1 学校跡地の利活用方針	3.1 学校跡地の利活用方針
3.2 南部地域活性化基本計画	3.2 南部地域活性化基本計画
3.3 学校跡地の利活用方針と南部地域活性化基本計画との関係	3.3 学校跡地の利活用方針と南部地域活性化基本計画との関係
4. 個別活用計画について 8	4. 個別活用計画について 8
4.1 個別活用計画策定の趣旨	4.1 個別活用計画策定の趣旨
4.2 南部地域の立地特性と地域の資源と結びついた要素づくり	4.2 南部地域の立地特性と地域の資源と結びついた要素づくり
4.3 まちの資源と学校跡地活用の方向性	4.3 まちの資源と学校跡地活用の方向性
4.4 南部地域全体で魅力づくりに取り組む	4.4 南部地域全体で魅力づくりに取り組む
4.5 学校跡地の活用イメージ	4.5 学校跡地の活用イメージ
5. 学校跡地活用の前提条件について 14	5. 学校跡地活用の前提条件について 14
5.1 学校再編のスケジュール	5.1 学校再編のスケジュール
5.2 各学校跡地について	5.2 各学校跡地について
5.2.1 野田小学校・第十中学校	5.2.1 島田小学校
5.2.2 島田小学校	5.2.2 野田小学校・庄内さくら学園中学校 (旧 第十中学校)
(省略)	(省略)

(現 行)

2. 南部地域の概況について
2.2 人口推計

豊中市の将来人口※は若干減少するものの、約40万人で推移する。一方、南部地域の将来人口は減少し、平成27年(2015年)の約6万人から令和27年(2045年)には約4万人まで減少する。平成27年(2015年)では庄内駅周辺は4,000人以上~5,000人未満の集積があるものの、平成47年(2035年)では2,000人~3,000人未満まで減少し、南部地域全体としてはすべての地区で3,000人未満となる。

(省略)

5. 学校跡地活用の前提条件について
5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。令和2年度に(仮称)庄内さくら学園エリア、令和5年度に(仮称)南校エリアの個別活用計画の策定を予定している。

計画等		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校再編・跡地活用の動き	庄内さくら学園エリア	庄内小	個別活用計画(庄内さくら学園エリア)	実現可能性調査(庄内さくら学園エリア)	公募(庄内さくら学園エリア)				
		第六中		建設工事					
		野田小		庄内小を野田小に移設					
		第十中		庄内さくら学園中学校を開校					
		島田小			跡地として利活用(民間活用)	校舎解体	整備	供用開始	
	南校エリア	千成小				建設工事			南校開校
		庄内南小			千成小を庄内南小に移設				跡地として利活用(民間活用)
		庄内西小							
		第七中							
		個別活用計画(南校エリア)	実現可能性調査(南校エリア)	公募(南校エリア)					

(改 訂 案)

2. 南部地域の概況について
2.2 人口推計

豊中市の将来人口※は若干減少するものの、約40万人で推移する。一方、南部地域の将来人口は減少し、平成27年(2015年)の約6万人から令和27年(2045年)には約4万人まで減少する。平成27年(2015年)では庄内駅周辺は4,000人以上~5,000人未満の集積があるものの、令和17年(2035年)では2,000人~3,000人未満まで減少し、南部地域全体としてはすべての地区で3,000人未満となる。

(省略)

5. 学校跡地活用の前提条件について
5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。

計画等		R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	
計画等	個別活用計画改訂(庄内さくら学園エリア)		順次利活用(庄内さくら学園エリア)				
	個別活用計画確定(南校エリア)		利活用準備(南校エリア)		順次利活用(南校エリア)		
学校再編・跡地活用の動き	庄内さくら学園エリア	庄内小					
		第六中					
		島田小	公募(民間活用)	供用準備・開始(民間活用)			
		さくら学園中(旧第十中)		学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)設置準備			開校
		野田小					
	南校エリア	千成小	建設工事				(仮称)南校開校
		庄内南小	千成小を庄内南小に移設				
		庄内西小					跡地として利活用
		第七中					
		個別活用計画改訂(南校エリア)					

(現 行)	(改 訂 案)
<p>5. 学校跡地活用の前提条件について</p> <p>5.2 各学校跡地について</p> <p>5.2.1 <u>野田小学校・第十中学校</u></p> <p>(省略)</p> <p>校舎・土地活用の考え方</p> <p>【校舎】</p> <p>(省略)</p> <p>○起債の条件として、<u>(仮称)庄内さくら学園</u>建設時には、校舎は解体または売却する必要がある。</p> <p>【土地】</p> <p>○義務教育学校の開校や<u>(仮称)南部コラボセンター</u>の開設をはじめ、都市計画道路や連続立体交差事業の検討、さらには新大阪駅やうめきたの再開発など、南部地域を取り巻く環境はさらに変化していくことが予想される。</p> <p>(省略)</p>	<p>5. 学校跡地活用の前提条件について</p> <p>5.2 各学校跡地について</p> <p>5.2.2 <u>野田小学校・庄内さくら学園中学校 (旧 第十中学校)</u></p> <p>(省略)</p> <p>校舎・土地活用の考え方</p> <p>【校舎】</p> <p>(省略)</p> <p>○起債の条件として、<u>庄内さくら学園</u>建設時には、校舎は解体または売却する必要がある。</p> <p>【土地】</p> <p>○義務教育学校の開校や<u>庄内コラボセンター</u>の開設をはじめ、都市計画道路や連続立体交差事業の検討、さらには新大阪駅やうめきたの再開発など、南部地域を取り巻く環境はさらに変化していくことが予想される。</p> <p>(省略)</p>

(現 行)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.2 島田小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域内
- ・阪急庄内駅から西へ約1,000m、豊中IC300m
- ・定期借地権（基本20年）
- ・校舎を活用する
- ・公共利用：市立こども園（避難所機能）
共同利用施設（地域コミュニティ拠点・避難所機能）

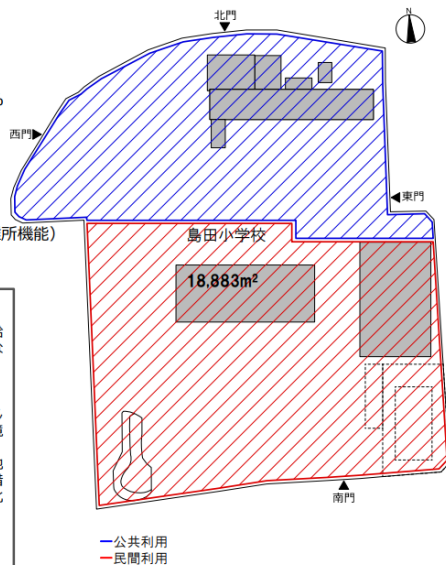
校舎・土地活用の考え方

【校舎】

- 学校の耐震化に伴い、既存校舎の減築やプレハブ校舎の建設、給食室の整備など施設として活用できるため、解体せずに、必要な改修を行い、活用する。

【土地】

- 義務教育学校の開校や（仮称）南部コラボセンターの開校をはじめ、新大阪駅やうめきたの再開発など、南部地域を取り巻く環境はさらに変化していくことが予想される。
- このことから、既存建物の耐久年数をわがえたときに、再度敷地全体で活用を検討するため、学校跡地の土地は売却せず、定期借地権での活用とする。貸付期間は、当面、豊中市南部地域活性化基本計画の計画期間である20年を基本とする。



(改 訂 案)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.1 島田小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域内
- ・阪急庄内駅から西へ約1,000m、豊中IC300m
- ・北校舎の2,3階を民間利用、それ以外を公共利用とする

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- 学校の耐震化に伴い、既存校舎を活用できるため、解体せずに必要な改修を行い、活用する。

【活用方法】

- 公共利用として、学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）※を設置する。
- 民間利用として、地域活性化に資する産業振興施設を賃貸方式にて誘致する。

【その他】

- 体育館、グラウンドは地域で利用可能とする。
- 災害時の拠点機能として、避難所、緊急貯水槽、校庭貯留施設としての機能を維持する。

※学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）…不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校



— 民間利用（2,3階部分）
— 公共利用